

- ② 組織改編及び人事異動に伴う関係規定の整備を行うこととした。
③ その他、規定の整備を行うこととした。
(2) 施行日
この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。

規 則

熊本県重度身体障害者授産施設規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成15年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第14号

熊本県重度身体障害者授産施設規則の一部を改正する規則
熊本県重度身体障害者授産施設規則（昭和56年熊本県規則第46号）の一部を次のよう
に改正する。
題名を次のように改める。
熊本県身体障害者授産施設規則
第1条中「熊本県重度身体障害者授産施設」を「熊本県身体障害者授産施設」に改める。
附 則
この規則は、平成15年4月1日から施行する。

熊本県難聴幼児通園施設規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成15年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第15号

熊本県難聴幼児通園施設規則の一部を改正する規則
熊本県難聴幼児通園施設規則（昭和56年熊本県規則第15号）の一部を次のように改正
する。
第2条中「30人」を「36人」に改める。
附 則
この規則は、平成15年4月1日から施行する。

熊本県知的障害者福祉法施行細則を廃止する規則をここに公布する。
平成15年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第16号

熊本県知的障害者福祉法施行細則を廃止する規則
熊本県知的障害者福祉法施行細則（昭和43年熊本県規則第9号）は、廃止する。
附 則
この規則は、平成15年4月1日から施行する。

熊本県知的障害者授産施設規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成15年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第17号

熊本県知的障害者授産施設規則の一部を改正する規則
熊本県知的障害者授産施設規則（昭和62年熊本県規則第22号）の一部を次のように改
正する。
第1条中「昭和61年熊本県条例第57号」の次に「。以下「条例」という。」を加え、「
第5条」を「第6条」に改める。
第3条各号を次のように改める。
(1) 製作加工科
(2) 環境美化作業科
(3) 飼育科
第4条第1項を次のように改める。
授産施設の業務（条例第3条第1号及び第3号に掲げる業務を除く。以下同じ。）を
行う時間は、午前8時30分から午後5時までとする。
第5条第1号を次のように改める。
(1) 日曜日及び土曜日
附 則
この規則は、平成15年4月1日から施行する。

熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例施行規則の一
部を改正する規則をここに公布する。
平成15年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子